

国立大学法人筑波技術大学学長選考規則実施細則

平成18年12月11日
学長選考会議決定

最終改正 令和6年5月31日学長選考・監察会議決定

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学学長選考規則（平成18年12月11日学長選考会議決定。以下「選考規則」という。）第6条第2項及び第11条の規定に基づき、意向投票管理委員会及び意向投票の実施について必要な事項を定める。

(意向投票管理委員会)

第2条 国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）は、学長の選考に際し、意向投票を実施する場合、意向投票に関し必要な事項を実施するため、国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程（平成17年規程第3号）第3条第1項第10号及び第11号に規定する者並びに事務局長をもって組織する意向投票管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議規則第2条第1項第2号に規定する選考・監察会議委員に選出された者及び選考規則第4条に定める学長候補適任者に推薦された者は、委員会委員になることはできない。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(学長候補者選考の公示)

第3条 選考・監察会議は、選考規則第2条の規定に基づき、学長候補者の選考を行うことを決定したときは速やかに学長候補者選考の公示を行う。

2 選考・監察会議が行う学長候補者の選考に係る公示は、次のとおりとする。

公示の内容	公示文の様式	公示場所	公示期間
学長候補者選考日程等	別記様式第1	天久保地区及び春日地区の公用掲示板	学長候補者選考の結果の公示の日まで
学長候補適任者の氏名等	別記様式第2	天久保地区及び春日地区の公用掲示板	学長候補者選考の結果の公示の日まで
学長候補者選考の結果	別記様式第3	天久保地区及び春日地区の公用掲示板	公示から10日間

(学長候補適任者推薦理由書等の閲覧)

第4条 意向投票を実施する場合、選考規則第4条第4項第2号から第6号に規定する書類（以下「学長候補適任者推薦理由書等」という。）の選考規則第6条第1項に規定する意向投票をする者（以下「意向投票者」という。）への閲覧は、学長候補適任者の氏名等の公示日から意向投票の日の前日までの間、天久保地区及び春日地区の所定の場所において午前9時から午後5時まで行う。ただし、春日地区における閲覧は、学長候補適任者推薦理由書等の写しとする。

(名簿)

第5条 意向投票を実施する場合、委員会は、第3条第2項に規定する学長候補適任者の氏名等の公示日に意向投票者を確定し、意向投票者名簿（以下「名簿」という。）を、別記様式第4により作成する。

2 意向投票者のうち、名簿作成後から意向投票の日までの間に、選考規則第6条第1項に該当しなくなった者及び意向投票の日に次の各号の一つに該当する者となったものは、投票できないものとする。

(1) 休職中の者

(2) 停職中の者

3 第1項の名簿は、学長候補適任者の氏名等の公示日から意向投票の日の前日までの間、天久保地区及び春日地区の所定の場所において午前9時から午後5時まで閲覧に供する。

4 意向投票者は、第1項の名簿に疑義のあるときは、意向投票の日の3日前までに委員会に申し出ることができる。

5 委員会は、前項の申し出を受けたときは、その申し出を検討し、直ちに必要な措置をとらなければならない。

(ホームページ等への掲載)

第6条 第3条に規定する公示、学長候補適任者推薦理由書等及び前条に規定する名簿は、電子掲示板等の機能を持つ、学内LANを利用した情報共有システムであるグループウェアに掲載するものとする。

2 選考規則第3条第2項に規定する基準の公表及び選考規則第9条第2項に規定する選考の結果等の公表は、国立大学法人筑波技術大学ホームページ管理・運用規程（平成17年規程第35号）に規定する国立大学法人筑波技術大学ホームページにおいて行うものとする。

(意向投票の通知)

第7条 意向投票を実施する場合、委員会は、次の事項を記載した別記様式第5による意向投票通知書を速やかに意向投票者に手交するものとする。

(1) 学長候補者の選考を行う理由

(2) 学長候補者の意向投票の投票を行う日時及び場所

(3) 学長候補者の意向投票の投票方法

(4) その他必要な事項

2 意向投票者のうち希望する者には、点字による意向投票通知書を手交する。

(投票)

第8条 投票は単記無記名とし、投票用紙は別記様式第6に定めるものとする。

2 障害がある意向投票者が代筆を希望するときは、別記様式第7により意向投票の日の3日前までに委員会に提出しなければならない。

3 投票用紙は、意向投票実施日に実施場所において意向投票者であることを確認の上、交付するものとする。ただし、視覚に障害がある意向投票者が点字による投票を希望するときは、別記様式第8の点字投票用紙を交付する。

4 投票には、委員会委員2人以上が立ち会わなければならない。

(不在者投票及び代理投票)

第9条 意向投票者が、やむを得ない事由により、意向投票の日に投票ができない場合は、不在者投票又は代理投票を行うことができるものとする。

2 前項に規定する不在者投票及び代理投票については、委員会が別に定める。

(点字投票の墨字訳)

第10条 委員会は、点字投票用紙に点字で記載された氏名等を別記様式第6の投票用紙に墨字で転記する。

2 前項の転記は、委員会があらかじめ指名した者2人によって行うものとする。

3 第1項の転記を行うときには、委員2人が立ち会うものとする。

4 第2項の規定により指名された者及び前項の委員は、転記を行ったときに知り得たことは他に漏らしてはならない。

(開票)

第11条 開票は、投票終了後、委員会が行い、別記様式第9により記録するものとする。

(無効投票)

第12条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 氏名の確認し難いもの

(3) 2人以上の氏名を記載したもの

(4) 学長候補適任者でない者の氏名を記載したもの

(5) 氏名欄に氏名以外の他の事項を記載したもの。ただし、所属、職名又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(有効投票)

第13条 次の各号の一に該当する投票は、有効とする。

(1) 白票

(2) 判読することが可能な誤字又は同音の当て字が用いられているもの

(3) 所定の投票用紙で、所定の欄以外に記載しているもの

(同一氏名の学長候補適任者等に対する投票の効力)

第14条 同一の氏名、氏又は名の学長候補適任者が2人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみを記載した票は、有効とする。

2 前項の有効投票は、当該学長候補適任者に係るその他の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものとする。

(疑問票)

第15条 疑問票の取扱いについては、委員会の協議により判定するものとする。

(選考・監察会議への報告)

第16条 委員会は、意向投票の結果を、選考規則第7条に規定する事項に集計し、別記様式第10により選考・監察会議へ報告するものとする。

(聴覚又は視覚に障害がある意向投票者への配慮)

第17条 選考・監察会議及び委員会は、聴覚又は視覚に障害がある意向投票者に情報を提供するための必要な措置を講じなければならない。

(意向投票の事務)

第18条 意向投票に関する事務は、委員会の管理のもとに大学戦略課において処理する。

(解釈)

第19条 この細則の解釈に疑義があるときは、選考・監察会議が決定する。

附 則

この細則は、平成18年12月11日から施行する。

附 則
この細則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成24年6月14日から施行する。

附 則
この細則は、平成25年11月25日から施行する。

附 則
この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則
この細則は、令和2年7月22日から施行する。

附 則
この細則は、令和2年11月19日から施行する。

附 則
この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記様式第1（第3条関係）

公 示

国立大学法人筑波技術大学学長選考規則実施細則（平成18年12月11日学長選考会議決定）第3条の規定に基づき、学長候補者選考日程等について下記のとおり公示する。

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議

印

記

実施事項	日時	場所等	備考
意向投票者名簿閲覧			
学長候補適任者の推薦受付			
学長候補適任者の公示			
学長候補適任者推薦理由書等閲覧			
学長候補適任者による所信表明演説			
意向投票			
不在者投票			
代理投票			
学長候補者選考の結果の公示			

別記様式第2（第3条関係）

公 示

国立大学法人筑波技術大学学長選考規則実施細則（平成18年12月11日学長選考会議決定）第3条第2項の規定に基づき、学長候補適任者を下記のとおり公示する。

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議

印

記

氏 名 （五十音順）

現 職 名

公 示

国立大学法人筑波技術大学学長選考規則実施細則（平成18年12月11日学長選考会議決定）第3条第2項の規定に基づき、学長候補者選考の結果を下記のとおり公示する。

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議

印

記

1. 学長候補者氏名
2. 選考した理由

この公示には、添付書類として、意向投票結果を別紙様式により添付するもの

添付書類

意向投票結果

意向投票者名簿者数	
実施細則第5条第2項該当者数	
投票者数	
有効投票者数（内白票者数）	()
無効投票者数	

有効投票内訳

氏名	得票数					備考
	(1)	(2)	(3)		計	
				—		
				—		
				—		

- <備考>
- (1) 常勤役員及び教授
 - (2) 准教授、講師、助教及び助手
 - (3) 事務職員、技術職員及び医療職員

年 月 日

殿

国立大学法人筑波技術大学意向投票管理委員会

印

学長候補者選考に係る意向投票について(通知)

国立大学法人筑波技術大学学長選考規則第6条の規定による意向投票を下記により行いますので、投票願います。

なお、投票に当たっては、本通知書又は本人を確認できるものを持参願います。

記

1 学長候補者選考を行う理由

2 日 時
年 月 日() 時 分 ~ 時 分

3 場 所

4 投票方法
単記無記名投票とする。

整理番号	
------	--

<p>学長候補者選考に係る意向投票用紙</p>	<p>(表)</p> <p>国立大学法人筑波技術大学 学長選考・監察会議</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 50px;">印</div>
-------------------------	--

	<p>(裏)</p> <p>氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto;"></div>
--	---

- (注) 1 用紙の大きさはB6とする。
2 文字の色は黒とする。
3 国立大学法人筑波技術大学学長選考規則第7条に定める区分ごとに意向投票用紙の色を変えるものとする。

筑波技術大学学長候補者選考に係る意向投票代筆申出書

年 月 日

国立大学法人筑波技術大学
意向投票管理委員会委員長 殿

所 属
職 名
氏 名 (自 署)

次の者を学長候補者選考に係る意向投票の代筆者としましたので、申し出ます。

代 筆 者	所 属	
	職 名	
	氏 名	

別記様式第8（第8条関係）

（表）

<p>学長候補者選考に係る点字意向投票用紙</p>	
<p>国立大学法人筑波技術大学 学長選考・監察会議</p>	<p>印</p>

（裏）

<p>氏 名</p>	
<p>（</p>	<p>）</p>

- （注） 1 用紙の大きさはB5とする。
2 文字の色は黒とする。
3 国立大学法人筑波技術大学学長選考規則第7条に定める区分ごとに意向投票用紙の色を変えるものとする。

開票結果集計票

日 時 : 年 月 日 時 分 ~ 時 分

意向投票管理委員会委員長 : _____ (自 署)

意向投票管理委員会副委員長 : _____ (自 署)

意向投票者名簿者数 _____

実施細則第5条第2項該当者数 _____

投票者数 _____

有効投票者数(内白票者数) _____ ()

無効投票者数 _____

有効投票内訳

氏 名	得 票 数					備 考
	(1)	(2)	(3)		計	
				—		
				—		
				—		

- <備考> (1) 常勤役員及び教授
 (2) 准教授、講師、助教及び助手
 (3) 事務職員、技術職員及び医療職員

国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議議長 殿

国立大学法人筑波技術大学意向投票管理委員会委員長

（自 署）

学長候補者選考に係る意向投票の結果について（報告）

このことについて、 年 月 日（ ）に実施した学長候補者選考に係る意向投票の結果を国立大学法人筑波技術大学学長選考規則第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

意向投票者名簿者数 _____

実施細則第5条第2項該当者数 _____

投票者数 _____

有効投票者数（内白票者数） _____（ ）

無効投票者数 _____

有効投票内訳

氏 名	得 票 数					備 考
	(1)	(2)	(3)		計	
				—		
				—		
				—		

- <備考> (1) 常勤役員及び教授
 (2) 准教授、講師、助教及び助手
 (3) 事務職員、技術職員及び医療職員